

## 米国農務省 海外農務局(FAS)

ジカウイルス感染が報告されている国からの輸出貨物に対して  
中国当局が求める条件に関する最新情報  
2016年8月19日

以下に記すのは、米国から中国への物品の輸出に影響する中国のジカウイルス感染防御施策に関し、海外農務局(FAS)が2016年8月19日の時点で把握している情報であり、ジカウイルス感染が報告されている国からの輸出貨物に関する中国当局の新たな方針への準拠における、米国農務省(USDA)の公式なガイダンスではありません。したがって本書に記載する内容は、中国当局から新たな説明や情報が提供されることにより、変更される場合があります。FASは中国の関係省庁、対応する米国の省庁、ならびに業界のステークホルダーとの連絡を密にすることにより、中国当局が求める新たな条件を明確に把握し、両国間の通商が中断するような事態を局限すべく努めます。

米国の輸出業者においては、貨物出荷の前に、本件に関連する事柄について現地当局に問い合わせる態勢が最も整っていると思われる海外の取引先に、中国に輸出される物品に適用されるあらゆる条件について予め確認されることを強くお勧めします。輸入国では、その時点で有効な規則や規制、ならびに国境取締局の職員によるそれらの解釈に基づいて、物品を受け入れるか否かの最終判断が下されます。

## 背景

中国国家質量監督検査検疫総局(AQSIQ)は2016年3月以来、同局のジカウイルス感染流行国リストに掲載されている全国家に対し、蚊駆除(disinsection) (「消毒」を意味する"disinfection"と混同しないこと)の要件への準拠を求めています。この場合における蚊駆除とは、生きた蚊の卵、幼虫、成虫を殺すことをいいます。世界保健機関(WHO)が2016年8月2日に蚊媒介ジカウイルス感染が報告されている国家のリストに米国を追加したことを受け、中国当局は米国から輸出される中国向けの全ての船積みに対し、蚊駆除の処理を施すことを求めています。8月5日の時点で、この条件が課せられている国家の数は、米国を除いて、メキシコとブラジルを含む40カ国に上っています。8月18日、北京の米国大使館員とAQSIQの監督衛生検疫部門の職員との間で、今回の施策を明確化するための会合がもたれました。以下に網羅するのは、AQSIQからの説明に基づき、我々が理解した内容です。

1. 中国当局は、米国から輸出される、庫内温度が15<sup>0</sup> C (59<sup>0</sup> F)以下の冷蔵コンテナを除く全ての船積みに対し、かかる貨物が中国の港(空と海の両方)に到着した際に、蚊駆除の処理が施されていることを示す証明書を提出することを求めている。この条件は、8月5日以降に米国の港から出港する全船舶に適用される。
2. 蚊駆除の処理には物理的手段と化学的手段があり、そのいずれを適用してもかまわないが、燻蒸を必須事項とはしない。物理的手段には、蚊取り罠やエアーカーテンのほか、それらを組み合わせた総合的病虫害管理の手法が含まれる。化学的手段には、表面散布、空中散布、燻蒸などが含まれ荷主の選択に任される。これらの処置は常に人間の安全衛生を考慮しなければならない。
3. 蚊駆除の処理は船積みのいずれの段階で行っても良い。例えばコンテナの場合、荷積みの直前に施し、庫内に蚊がいないことが証明されてから、蚊のいない環境下で荷積みすればよい。
4. 蚊の完全駆除を証明する「根絶証明書」は政府発行のものである必要はない。
5. 根絶証明書は、物品に対してではなく、船舶またはコンテナのいずれかに対して発行されなければならない。
6. 根絶証明書に盛り込まれるべき情報に関しては、AQSIQから公布された通知に記載されている。(かかる通知を持っていない場合は、FASから共有が可能)
7. 中国の港で実施された検査によって生きた蚊の卵、幼虫、成虫が発見された貨物は、蚊駆除の処理の対象となる、これには(蚊駆除証明書の対象外である)摂氏15度(華氏59度)以下で輸送された貨物も含まれる。その際には、AQSIQが既に発表しているように、中国当局から委託された第三者により、WHOのガイドラインに沿って、必要な蚊駆除の処理が全て施される。その費用は港によって異なるが、

AQSIQ は、20 フィートコンテナ 1 個につき約 200 人民元 (\$30)、40 フィートコンテナ 1 個につき約 400 人民元 (\$60)と見積もっている。

8. この施策は、ジカウイルス感染が報告されている WHO 加盟国の全てに、同様に適用される。

9. AQSIQ はこの蚊駆除要求について航空会社、海運会社、輸出業者などに直接連絡はしていない。各港に支部として展開する各 CIQ(出入境検閲検疫局)事務所に、かかる情報の配布を委ねている。

10. AQSIQ は、フロリダ州とそれに隣接する州を対象に、米国疾病管理予防センター(CDC)の防除対策に関する文書などにに基づきジカウイルス感染症のリスクアセスメントを実施する。その結果に基づいて地域的アプローチ（指定地域の限定など）の適用を検討する予定である。

11. 今回の中国の方針は、ジカウイルス感染症と黄熱病を対象として 2017 年 3 月まで適用され、それ以降は状況に応じて調整または更新される予定である。

### よくある質問(FAQ)

1.1 Q: 8 月 5 日より前に米国から輸出された貨物に対しても、根絶証明書を取得する必要がありますか。

A: いいえ。証明書の取得が求められるのは、2016 年 8 月 5 日以降に船積みされた貨物です。しかし通常検査によって生きた蚊の卵、幼虫、成虫が発見された貨物に対しては、蚊駆除の処理が施される必要があります。

1.2 Q: この要件は米国を経由するトランシップ貨物にも適用されますか。

A: いいえ。米国で荷積み/荷降ろしが行われない、米国を通過するだけの貨物には適用されません。

1.3 Q: この要件は他国で生産された物品に対しても適用されますか。

A: 当該の物品が、AQSIQ のジカウイルス感染症流行国リストに掲載されている国家で生産された物品であれば、適用されます。

1.4 Q: ジカウイルス感染が報告されていない国の生産物であっても、米国で荷積みされてから中国向けに船積みされる場合には、この要件が適用されるということですか。

A: はい、その通りです。この要件は物品の生産国ではなく、貨物の荷積みが行われた国に適用されます。

1.5 Q: 現時点では、米国内でジカウイルス感染が報告されているのはフロリダ州の一部のみです。地域的アプローチの適用は検討されているのでしょうか。

A: AQSIQ は CDC から提供される情報に基づいて、とりわけジカウイルスの防除対策に着目して、地域におけるリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて地域的アプローチを適用する可能性を示唆しています。しかしその決定が下される時期については明確にされていません。

各船積みは証明書の形で蚊駆除の証明を行わなければなりません。AQSIQ から記載すべき情報を示した根絶証明書のひな形が提供されています。このひな形は農務省海外農務局文書に添付されています。

2.1 Q: 根絶証明書は、政府機関から発行されたものである必要がありますか。

A: いいえ。政府機関から発行されたものでも、政府機関の認定組織によって発行されたものでもかまいません。

2.2 Q: 今回の施策において、政府機関の認定組織とはどのような組織のことをいうのですか。

A: AQSIQ はこの政府機関の認定組織について広義に解釈されることを意図しており、営業免許を

有する害虫駆除業者、殺虫剤の使用許可を得ている燻蒸消毒業者、あるいは登録された船会社などが含まれています。例えば登録された船会社は自社の船舶に対し、蚊の不在を示す根絶証書を発行することができます。

**2.3 Q:** 現地 CIQ (AQSIQ の支部)職員は全ての根絶証明書を受理するのですか。

**A:** 今回の施策における現地 CIQ 職員の対応は常に同様であるとは限らず、根絶証明書の受理が拒否されることもありえます。例えば、証明書が発給されているにもかかわらず、当該の貨物に生きた蚊の卵、幼虫、成虫が含まれていたことが後に判明した場合には、同じ業者によって発給された証明書は受理されないことがあり得ます。このような場合、当該の貨物 / 船舶には、港での蚊駆除の処理が(たとえ実施済みであっても)求められる場合があります。

**中国各港で蚊駆除実施が必要となった船積みについての駆除処理は、その根絶証明書の発給も行う第三者組織によって実施されます。**

**3.1 Q:** 中国の港で、第三者の手によって貨物 / 船舶に蚊駆除の処理が施された場合、どれくらいの費用が請求されますか。

**A:** 蚊駆除の費用は当該の港で中国の現地当局によって決定されますが、AQSIQ は 20 フィートコンテナ 1 個につき約 200 人民元 (USD 30)、40 フィートコンテナ 1 個につき約 400 人民元が目安であるとしています。船舶全体の蚊駆除の費用は、処理の規模と複雑さによって異なりますが、AQSIQ は、船舶全体の蚊駆除が求められるような状況は滅多にないとしています。

**蚊駆除(証明書の発給)の要件は、物品に対してではなく、コンテナまたは船舶に対して適用されます。したがって船舶内に蚊がいないことを示す証明書を提出すれば、追加の検査は求められません。**

**4.1 Q:** 証明書は各海上輸送用コンテナ(20 フィートコンテナなど)に対して発給される必要がありますか。

**A:** いいえ。必要な蚊駆除の処理が船舶全体に施されたことを示す証明書が 1 通あれば事足ります。

**4.2 Q:** 個々のコンテナに対して蚊駆除の処理が求められることはありますか。

**A:** はい。荷主が個々のコンテナに別々に処理を施すことを決定した場合や、現地 CIQ 職員による通常検査の過程に船内で生きた蚊の卵、幼虫、成虫が見つかった場合、そのコンテナに個別の蚊駆除処理が施されます。

**4.3 Q:** 通常検査の過程でコンテナ内に蚊の卵、幼虫、成虫が見つかった場合、その船舶に積載されている全コンテナに蚊駆除の処理が施される必要はありますか。

**A:** いいえ。蚊が見つかったコンテナと、おそらくバッチまたは出発地が同じコンテナに対しては、処理が求められる可能性がありますが、通常であれば全貨物に対して再処理が求められることはありません。

**蚊駆除の処理は、物理的手段、化学的手段、あるいは複数の手段の組み合わせによって実施することができます。**

**注:** いかなる手段によるものであれ、蚊駆除の処理は安全衛生規制やその他の関連法規に基づいて実施されなければなりません。物理的手段には蚊取り罟やエアーカーテンのほか、それらを組み合わせた総合的病害虫管理の手法が含まれ、化学的手法には表面散布、空間散布、燻蒸などが含まれます。

**5.1 Q:** 蚊駆除の処理が求められた場合、全ての貨物が燻蒸を施される必要があるのですか。

**A:** いいえ。蚊駆除の処理には様々な種類があり、燻蒸はそのうちの 1 つにすぎません。蚊取り罟やエアーカーテンなどの物理的手段や、既存の総合的病害虫管理の手法は全て使用することができます。根絶証明書には適用された処理の概要が記載される必要があります。

**5.2 Q:** 植物検疫の作業計画の一環として燻蒸などの蚊駆除の処理が既に施されている物品に対し、新た

に証明書を取得する必要はありますか。

A: 処理が実施済みであることを示す植物検疫証明書が既に発給されているコンテナやバルク貨物の船倉に関しては、根絶証明書を新たに取得する必要はありません。しかし船舶に対する証明書の取得は必須です。

5.3 Q: コンテナにおける蚊駆除の処理は、荷積み前のどの時点で施される必要がありますか。

A: 例えば、荷積みの直前に処理を施し、コンテナ内に蚊がいないことが証明されてから、蚊のいない環境下で荷積みするなど、船積み過程のどの時点であってもかまいません。

庫内温度が摂氏 15 度(華氏 59 度)以下の冷蔵コンテナには、通常であれば根絶証明書の取得は求められませんが、現地 CIQ 職員が港で検査を行った際に、庫内に生きた蚊の卵や幼虫が発見された冷蔵コンテナにおいては、蚊駆除の処理が施されます。

6.1 Q: 冷蔵コンテナに対しては根絶証明書の取得は求められず、冷蔵コンテナを積載している船舶に対しては根絶証明書を取得する必要があるということですか。

A: はい。貨物と船舶は別個の扱いとなります。

6.2 Q: 通常検査の過程で生きた蚊の卵や幼虫が発見され、その積荷が慎重な取り扱いが求められる果物や野菜などの農産物であった場合には、どのような処理が施されるのですか。

A: 化学的手段のほか、適用可能な物理的手段がいくつかあります。いなか手段であっても、関連する安全衛生法規や食品安全の要件に従って適用されなければなりません。

6.3 Q: 冷蔵・冷凍コンテナが適用除外の条件に当てはまるものかどうかは、どのような方法で判断されるのですか。

A: 現地職員が、庫内温度表示計の目視によって庫内温度が摂氏 15 度以下であることを確認します。

6.4 Q: 過去の文書では、バラ積みの食品や飼料のほか、果物などの農産物に対しては、証明書の取得が免除される可能性が示唆されていますが、現時点においてそのような免除は適用されていますか。

A: いいえ。適用除外の対象となるのは冷蔵または冷凍された物品のみです。バラ積みの食品や飼料のほか、慎重な取り扱いが求められる果物などの農産物は、その他の製品と同じように取り扱われる必要があります。しかしその取り扱いには、安全衛生規制に基づいた特段の配慮が求められます。

米国から出発する中国行きの航空機に対しても、蚊駆除の処理が実施されたことが証明される必要があります。貨物機においては貨物が積載される前に蚊駆除の処理が実施され適切な証明書が発給される必要があります。旅客機においては旅客が搭乗する前に蚊駆除の処理が実施されなければなりません。

7.1 Q: 航空機の客室には、どのような蚊駆除の処理が求められますか。

A: 物理的手段であれ、化学的手段であれ、安全衛生規制に沿った処理が施される必要があります。旅客機においては、旅客が搭乗する前にケミカルスプレー(殺虫剤)が適用されるケースがほとんどです。ケミカルスプレーが適用された場合には、証明書の代わりに空の(使用済みの)スプレー缶を提示すれば、処理が実施されたことの十分な証明になるとされています。

7.2 Q: 中国発着で貨物機 / 旅客機を運航する米国の航空会社は、AQSIQ から蚊駆除の処理の要件について通達されていますか。

A: AQSIQ がそれらの航空会社に直接連絡することはないようです。また AQSIQ が各航空会社に今回の施策に関する指示を提供する予定についても言及されていません。しかし国内の複数の国際空港に展開する CIQ が蚊駆除の処理の要件について航空会社に直接働きかけるを始めているとのこと

です。

国家の直属機関である **AQSIQ** は、今回の施策で求められる条件を均一に実施するように各地 **CIQ** に指示することを、全当事者に確約しています。実施にあたり現地 **CIQ** が **AQSIQ** からの指示に従っていないと判断した場合、荷主は直接 **AQSIQ** に連絡して支援を求めることができます。

8.1 Q: 荷主から直接 **AQSIQ** に連絡する方法を教えてください。

A: 以下の **AQSIQ** のウェブサイト(中国語)からコメントや質問を送信することができます。

[http://search.aqsiq.gov.cn/con\\_message/publicmessage/main.jsp](http://search.aqsiq.gov.cn/con_message/publicmessage/main.jsp)

( Google Chrome などのインターネットブラウザでは、非公式の英語翻訳版を閲覧することができます。)

上記サイトを利用するためにはユーザー登録が必要です。**AQSIQ** は今回の施策に関する質問に対応する専任スタッフを設けており、全ての質問に 72 時間以内に応答するとしています。

### 疑問が解消されない場合

農産物の輸出に関するご質問は、米国農務省海外農業局(**FAS**)の通常の窓口へ送付/送信してください。そのような連絡先をお持ちでない場合は、以下の **FAS Trade Facilitation Desk** のメールアドレスにご質問内容を送信してください。

[AgExport@fas.usda.gov](mailto:AgExport@fas.usda.gov)

今回の中国当局の施策によって求められる条件に関しては、解消されない多くの疑問をお持ちのことと思います。しかし現時点ではまだ実例に乏しいため、**FAS** は皆様からのご質問にお答えすることができないかもしれません。そのような場合には、**AQSIQ** にガイダンスを求め、不確かな点を少しでも明確にし、皆様の業務実施を支援できるよう、全力を尽くします。